

第13回

環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年8月30日(木)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後2時03分開会

事務局（植田） 大変お待たせいたしました。そろそろお時間になりましたので、まだ見えていない方がおられますけれども、始めさせていただきたいと思います。それでは、早速議事の方に入らせていただきたいと思います。これより先、進行につきましては原科委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

原科委員長 はい、承知しました。それでは、開始いたします。

まず、今ご紹介がありましたようにワーキンググループで作業をしていただいたということで、ジェット口で改めて案をまた直していただきました。それで、いろいろ作業がございまして、この分厚い資料がその一連のものでございますけれども、こういったものを踏まえまして、別添 というのがガイドライン事務局からのこの段階でのまとめでございます。これは満田委員からいろいろご意見をいただいておりますので、満田委員のお示しになった修正案と比較する表が別添 でございますので、これを見ながら順次検討していきたいと思いますが、そんな進め方でよろしいでしょうか。

そういうことで、それではまず、いろいろ大変な作業をしていただいたワーキンググループから、これまでの経緯を、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それでは、満田委員お願いいたします。

満田委員 それでは、ご説明させていただきます。

お手元にあります別添 、別添 、それから別添 を比較しながらご説明したいと思います。

一昨日開かれましてワーキンググループでは、委員側からは宮崎委員、そして私、ジェット口側からは山田部長、それから藤崎さん、植田さんが出席いたしました。

私の方からは、別添 という案をまた出させていただきました。これは大分経緯が長いので、念のためご説明いたしますと、6月末の段階の委員会で、委員長の方から構成案が示されまして、第 部、第 部、第 部の第 部を私が起案するというので起案したものです。これを7月12日の段階のワーキンググループで、事務局が出されてきたものとその時点での私の案を統合したものを、次の7月31日の検討委員会での議論が出されました。そこでいろいろご指摘をいただきまして、私は、実はいろいろ思うところはあったわけなんです、委員会の案ということを目指しまして、いただいたコメントはすべて反映したつもりであります。

文言上のいろいろな修正点はあるんですが、主に「基本的な考え方」にいろいろな言葉を追加しています。それから、「国際協力への貢献」というところで最後の段落、「キャパシティ・ディベロップメント」というようなことを打ち出していたんですが、そこはちょっと言い

過ぎであろうというコメントをいただき削除しております。それから、「法令遵守」と「国際基準」のところを統合した方がいいというご意見をいただきましたので、そこを統合いたしました。また、「国連グローバル・コンパクト」ですとか「OECD多国籍企業ガイドライン」など例示が幾つかあったんですが、ここら辺もガイドラインの本文中でこのような例示をするのは余り好ましくないというコメントをいただきましたので、削除いたしました。それから、当初はリスク回避とグッドプラクティスを同じ項目で扱っていたんですが、これは分けるべきであろうというコメントをいただきましたので分けて、たくさんの例示が書いてあったわけなんですが、それはすべて削除しております。

というのが、私が提出した案でございます。

一方、ガイドライン事務局の方からは、後でより詳しくご説明があると思いますが、別添というものが提出されました。この比較表を後でごらんいただければわかると思うんですが、盛り込んでいる要素は、2案ともほぼ同様であります。

ただし、その切り口が違う。別添の場合は、前回の委員会で、構成については、「基本的な考え方」、それから「リスク回避」、「グッドプラクティスの推進」という3部構成でいったらどうかという委員長のお言葉を受けまして、そういう3部構成でいっています。ただ、事務局といたしましては、その見せ方はわかりづらい、要はリスク回避であろうともグッドプラクティスであろうとも、ジェットロが自ら行うべきもの、それから企業の社会的責任としてジェットロが働きかける部分について書け分けた方が、よりジェットロ職員にもわかりやすいという趣旨でガイドライン事務局案というものを作成したということでした。ワーキンググループの中でも、盛り込んでいることは理念的には同じということは確認して、あとは見せ方の問題であろうと。

ただ、前回の委員会でそういうわけで議論させていただきまして、そのときに、こういう構成でいこうということを踏まえた上で私が起案した修正案というものをつくっているの、ワーキンググループ内でガイドライン事務局案に移行してしまうのは、やはり委員会での議論を経てからの方がよい。ですから、この2案の構成を再度委員会にかけて、ガイドライン事務局案の方がわかりやすければ、そちらに移行しようと、そういった議論もしました。

別添をごらんいただきたいんですが、そのときに出た議論をご紹介します。

4. ディスカッションのポイントというところなんですが、貿易・投資促進事業における環境社会影響の回避の部分も、ジェットロにとってのCSRとしてとらえることができるのではないかと。つまりジェットロ事業は、その大部分が企業を支援するものなので、ジェットロ自身のやる

べきことと企業のCSR支援ということ、構成の上で明確に分けるのは難しいのではないかと意見が出されました。これは私だったと思います。

2番目といたしまして、そうはいうものの、ガイドラインの内容は、読むジェットロ職員ですとか企業の人たちにとって論旨が明確であるべきであると。そういった意味において、1)基本的な考え方、2)事業主体としてのジェットロがどのように環境社会配慮に取り組んでいくのか、3)グッドプラクティスの支援やCSRに関する普及・啓発、要は企業への働きかけと、そういった構成でまとめるのがわかりやすいというご意見。これは事務局のご意見だったと思います。

3番といたしまして、これは両方に共通するような話だと思んですが、最初の基本的な考え方の中で理念的なものをしっかりさせておくことが重要であると。統合案の修正版の中で

統合案というのは、私が起案した今回の別添 なんですが、その中で、CSRの促進を通じた長期的な競争力の確保ですとか国際協力への貢献、法令遵守、国際基準、情報公開とコミュニケーションなどの考え方を打ち出しているわけですね。それは強調の意味もあると。ですから、全体のバランスもあることなので、この「基本的な考え方」に続く、「実施方針」というような位置づけにすることも考えられるというような意見も出ました。

4番目といたしましては、公的な機関の中でジェットロは最も企業との接点がある。企業のCSRに対する支援は、ジェットロの活動の重要な柱となり得るので、そこは強調すべきというような意見が出ました。

このような議論を踏まえて、事務局案についても修正を検討いたしまして、きょうの別添 というものがその修正した意見だと思えます。ですから、以前の事務局案と私の案の統合案と比べて構成が変わっておりますので、この委員会の中では、その構成について議論したらどうかという話になって、前回のワーキンググループの結論とさせていただいております。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

満田さんの別添 の案は赤とか青が入っていますけれども、これは追加が赤で、削除が青ということですね。そういう操作をした結果、普通の形にしたのが別添 のおまけの方です。

「別添 〃」と書いてもいいかもしれない。これがワンセットですね。それから、事務局案が別添 ということになります。この2つを比較していただいたのが別添 の方になりますけれども、今のようなことで全体の構成を前回から変えてはどうかということになります。そうすると、ガイドライン事務局案の構成の仕方について、ご説明いただいた方がいいと思えますけ

れども、いかがでしょうか。

それはどちらですか。はい。

山田総務部長 この間のワーキンググループにおける議論のプロセスで、これまでの議論に沿って満田委員が忠実に積み上げてこられた統合案というのを拝見して、そこでいろいろ議論させていただいたんですけれども、大変申し訳ないんですけれども、こうした方が、より職員にわかりやすいのではないかという議論になりまして、この組み立て方の再整理をさせていただいて、また再度提案させていただきたいと、こういうことでございます。

私どもガイドライン事務局案を今、別添 で出しておりますけれども、これをごらんいただけますでしょうか。

まず、「基本的な考え方」は理念的に整理をするというところであります。統合案のところでは、先ほどの別添 の満田さんがまとめられた案では、「基本的な考え方」の中にさらに実施方針のようなものが入っております、そこを分けて「基本的な考え方」というのを1本整理して、そして満田さんの書かれた実施方針のようなところ、1)、2)、3)、4)、このあたりは本文中へ入れ込ませていただくと、こういう考え方で整理をした方がわかりやすいのではないかとございます。

それで、ここはワーキンググループで議論になったのですけれども、ジェットロが行う環境社会配慮については、ジェットロが事業主体として自らやるもの、例えば展示会など、そういったときに我々が及ぼし得るいろいろな環境社会に対する配慮を行っていくものと、それからジェットロの大きな事業の柱でございます情報提供やいろいろな相談、企業の方々に対していろいろなアドバイス等を行うわけでありまして、そこにおける働きかけ、ここを分ける形にして書いた方が、ジェットロ職員がこのガイドラインを使うに際して、より理解できるであろうと。ということで、「基本的な考え方」のところは、大きな考え方と、それから満田さんのところの1)以下を本文中へ入れさせていただいたというのが経緯でございます。

その比較が別添 、左右対照表になっておりまして、どう違うかというところあります。左側に統合案、満田さんに取りまとめたいただいた案がずっときておりまして、右に別添 の文章を置いております。下線のところは、満田さんの統合案を引いてきて使わせていただいて、より同質性を担保するという努力をしたわけでございます。

それで、「基本的な考え方」のところは右、左。したがって、2ページの「(実施に当たっての基本的な考え方)」というのが一番左にございますが、事務局案ではここはありませんので白紙になります。しかしながら、吹き出しで書いておりますけれども、統合案にあるこ

とはこういう形で書いておりますということで、ここでご紹介をしております。3ページも同様であります。4ページの上の段までが「基本的な考え方」の整理として、先ほど申し上げました右、左の同じ説明であります。右側に吹き出しで、左側に書かれております「4」情報公開とコミュニケーション」は、主に2ページのところで「情報公開とステークホルダーとの対話」ということで言及しております。文言についても、基本的に満田さんのワーディング等を使わせていただきながら入れ込んであるということでございます。

その次、4ページの2.のところでありますけれども、これは双方の本文を書いております。ほぼ類似の文章については下線を引いております。

5ページ、「企業の社会的責任」、ここはいわゆるジェットロが企業の方へ働きかけていく、そのパートのところになりますけれども、そこに右、左で書いております。

6ページにまいりますと、ここに事例を1、2、3と入れる形で、ジェットロ職員がイメージしやすいように事例を置いております。事例1は、貿易の相談。事例2は、途上国における産業育成、特に輸出支援ということジェットロはよくやりますので、そういったようなところ、働きかけの相手は現地側です。それから事例3、これは日常的にジェットロは受けておりますけれども、投資、企業進出の相談。こういうことがありますというのを事例として書かせていただいたということでもあります。

最後、7ページで「解説」でありますけれども、これは右、左、本文との関係で整合性のある形といえますか、組み合わせ的に入れなくてはいけないものを整理しております。

以上のような考え方で、原科委員長のご指示で満田委員が積み上げられた案に対して、わかりやすさということで、こういう形をお願いできないかというのがガイドライン事務局案の趣旨でございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

原科委員長 どうもありがとうございました。

補足ございますか。では、藤崎主査どうぞ。

事務局（藤崎） 私の方から補足をさせていただきます。

満田委員からもワーキンググループのときに、例えば1)から4)、そこにつきましては強調したい部分なんですよ、大事な部分なんですよということを意見として承っております。

それから、前々回だったでしょうか、CSRの部分に関しまして議論をしたときに、例えば村山委員からは、事務局案では前半でCSRに全く触れていないではないかと。それから、石井企画部長と松本委員から、そもそもCSRとは何かということをきちんと定義しないとまずいんじゃないかと、そういったご意見もいただいております。

それで、今回私どもが示させていただきましたものにつきまして、1つ大きな変更点があるとし、私ども環境社会配慮ガイドラインをつくっておるわけですが、ジェトロの本体事業につきまして、こういった考え方をしたらいいのかというところで若干の整理をさせていただきました。したがって、「基本的な考え方」、このガイドライン案の第 部の前半の部分にCSRについての議論をさせていただいております。

環境社会配慮なんですけれども、今日、民間部門にせよ、公的部門にせよ、組織、企業、機関は、みずからの活動に関して環境社会配慮を適切に行うということ、これは社会から求められているわけなんですけれども、特に「CSR」という言葉につきまして考えてみますと、これは民間企業の方たちが一生懸命やっておられるんですけれども、要するに民間企業にとって適切な社会配慮をするということ自体は、事業の経済的成果、そればかり追求するんじゃなくて、社会や環境への影響もちゃんと考えて、そして経営をしていかなきゃいけないんじゃないかと、そういう発想が基本的にあると思うんですね。それを世間的には、CSRと呼んでいるということであろうと思います。そういった形で、「環境社会配慮」と「CSR」という言葉につきまして整理をさせていただいたのが(1)のところでございます。

そういった整理をした上で、公的機関としてのジェトロが、その業務に関して環境社会配慮をしていくというのはどういうことなのかということについて、(2)のところ議論をさせていただいておりますけれども、これは基本的には我々が本体業務、貿易・投資促進業務を行う上において、やはり先ほど総務部長から申し上げましたとおり、私どものやっていることが環境への影響、それから社会への影響を与えている、及ぼしている、そういう可能性というものは排除できないわけですから、それに適切に配慮していくというのが1つ、大事なポイントであろうということをここでは述べさせていただいております。

そのときに参照しなければいけないのは、例えば各国の法令、これは慣習法とか慣習的権利というものも含むものでございます。それから国際的規範、各種の国際的な協定や条約、これはたくさんございます。そういったものにつきましても、知識、情報を得て配慮をしていかなきゃいけない。それから各種の模範的実践事例、これについても情報を蓄積して、必要な範囲でそれをサポートしていく、そういったことが必要であろうということで、ここでは「法令遵守」という言葉は使っておりません。考え方でございますので、具体的に何をやるということは語っておりませんが、そこを適切に配慮するという形で表現させていただいております。

それから、これは他者に働きかける部分もございまして、それは例えば発展途上国に展開し

ている進出日系企業、それから現地の企業・民間団体、さらには公的機関、地方自治体なり国の機関等に、こういった法令等があるんですよ、国際協定があるんですよと。そういった情報を我々は集めて蓄積をしておるわけですから、そういったものを提供することによって、これらの機関のCSR活動なり環境社会配慮というものを支援していく。それもジェトロの一つの役目でありましょうし、翻ってそれが国際貢献につながっていくだろう。その国際貢献の目的というのは、広く持続可能な社会の実現であろうということで、これは満田委員がご指摘されていた国際協力への貢献等は極めて重要なことでございますけれども、こんな形で私どもとしては表現をさせていただいた。それから、CSRの促進につきましても、ここで述べさせていただいておるということでございます。

(3)としまして、「情報公開とステークホルダーとの対話」という形で議論をさせていただいております。これは、第 部のところでこれからまたご審議いただくわけですが、こちらの案といたしまして、今後、ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会、外部の委員に入っただいて委員会を設ける予定であります。そういった形で、私どもはジェトロの業務に関心を持っていただいている専門家の人たちと常時、ある意味でコミュニケーションをとりながら業務を実施していくと。CSRの部分につきましても、案件形成調査の部分につきましても、外部の方の意見をどんどん取り入れてやっていきたいと思っておりますので、そういったことを踏まえて、「情報公開とステークホルダーとの対話」ということを1つ押さえさせていただいております。もちろん、例えば現地で私どもが事業、業務を展開する上におきましても、これは必要なことであろうと思っております。

そんなことを受けまして、「情報公開とステークホルダーと対話」ということを1つ項目として入れさせていただいておりますけれども、これは満田さんの方で「情報公開とコミュニケーション」として表現されているものと同じ考えであるをご理解いただきたいと思います。

それから、2.のところにいきまして「貿易・投資促進業務と環境社会配慮」ということで、これはジェトロが貿易・投資促進業務を行う上で、やはり問題を及ぼしかねない、影響を及ぼしかねない部分というのがどうしてもあるわけですね。これは私どもの方から具体的な例として出させていただきましたけれども、例えば、ある途上国からの輸入を促進するという仕事をしておるわけですが、これまでマーケティングには非常に興味を持ってやってきたけれども、はて、サプライチェーン全体を見てやってきたのか。例えば現状、部材の調達のときに、部材を供給してくれるところが問題を起こしていないか、そういったことに余りに興味を持たないでこれまでやってきたわけですが、今後そういうわけにはいかないだろうというこ

とも含めまして、ジェットロ自身が事業を展開するときはどういうことに気をつけなきゃいけないのか、そのことについて議論をさせていただいておりまして、ここでは「前提としての法令遵守」ということで、各国の法令、それから国際規範等を踏まえながら事業を展開していくんだということを議論させていただいております。それで、満田委員のおつくりになりましたもので、1)から4)のところにつきましては、一応この中に入れ込む形で案をつくらせていただいております。

3.のところにまいりますけれども、これ以降のところは、例えば企業の方たちがCSR活動を盛んにやっぴらっしゃる、CSR活動が今後社会的に求められていると、そういったところにジェットロとしてどうかかわるかということで基本的には議論をさせていただいております、ここは「(2)企業のCSR活動へのジェットロの支援」ということで議論をさせていただいております、これは職員向けということもありまして、CSR活動とは何なのかを具体的にここに列挙させていただいておりますけれども、これは満田委員の案とほぼ同じものであると考えていただいでよろしいかと思ひます。

ここでは、まず法令遵守、これが前提ですけれども、それを超えて積極的にCSR活動に取り組んでいる企業もいらっぴらっしゃるわけですから、そういったものに対してもジェットロとして可能なところは支援をしていくという表現ぶりにさせていただいております。

それから、事例につきまして、これも職員向けにわかりやすいようにということで1から3までつけさせていただいておりますけれども、1と2は、もう既に何度も資料として提出させていただいておりますものに入っておりますので、事例3について議論させていただきますと、私どもジェットロは、途上国への生産拠点の移転の相談、こういったものを受けられるわけですが、ここでも、例えば通常提供させていただいております税制や最低賃金等の移転先の制度情報ですね、そういったものだけじゃなくて、その企業さんが、その地域の企業市民としてきちんと受け入れられるように、幅広くさまざまな見地から環境社会に対する影響の問題等含めて助言をさせていただくと。それから、サプライチェーン・マネジメントに関しましても、例えば良好な現地調達先を紹介させていただく等の活動は可能なのではないかとということで、これは職員向けにわかりやすいように例を示させていただいております。

それから、「解説」につきましては、統合案につけられているものと基本的には同じなんですけれども、私どもの案の本文との対応関係で、縮めるところは縮めてつくってあるということでございます。

以上、満田委員から、とりわけ実施に当たっての基本的な考え方で指摘されているところは、

基本的に重要であるということは十分認識しておりますので、それを踏まえまして事務局サイドの考え方として作成させていただきました。

以上でございます。

原科委員長 どうもご説明ありがとうございました。

そのようなことでガイドライン事務局案をつくっていただきましたけれども、まず、構成を今ご説明のような形に変えるということに関してご意見をいただきたいと思います。

どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 おとといのワーキンググループにも出させていただいて、いろいろ事務局の考え方のご説明も伺いました。きょう、別添 ということで、満田委員がまとめられたものも踏まえて、新たに事務局の方で事務局案を提案されていらっしゃるわけですが、そこでは、今ご説明がありましたように、ジェットロの職員の方によくわかっていただくということも必要だということを踏まえて、満田委員の提案されたものを、もう少しわかりやすくといいますが、ジェットロの職員の方が理解しやすいようにつくられたということですね。満田委員も前々回の委員会の結論に基づいてまとめていただいて、非常に努力をしていただいたわけですが、結論的には、今事務局の方から出されました資料のような考え方でまとめられていいのではないかと私は考えます。

原科委員長 ありがとうございます。

ほかにございましょうか。

事務局では、「基本的な考え方」を（１）、（２）、（３）というぐあいに分けて記述していただいています。１番目が「環境社会配慮とCSR」、これが今では基本的なことになってきたというご説明です。２番目が「ジェットロ業務の環境社会配慮と国際貢献」ということで、持続可能な社会の実現に向けて、こういう国際貢献が期待されていると。３番目は、基本的なこととして「情報公開とステークホルダーとの対話」、これはジェットロがもちろんそういうことを実践されますけれども、関連する日常的に接触のある民間企業にも同様の取り組みをするように働きかけていくと。主にそういったことが記述されております。

満田委員、どうぞ。

満田委員 確認なんですが、事務局がかなり前からつくられていた「貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み」という一覧表がありましたよね。私が起案した統合案では、「別表」という形で掲載させていただいておりますが、その表はこのガイドラインにつけるということは変わらずという理解で……

山田総務部長 はい。

満田委員 わかりました。

原科委員長 別表は今ついていませんけれども、この別表はつきますね。これは、つくという事です。

村山委員、どうぞ。

村山委員 きょう初めて拝見をしましたけれども、先ほど宮崎委員もおっしゃったように、内容的には多分同じようなものをカバーされているのだらうと思います。強弱のつけ方がちょっと違うというところで、満田委員が納得されれば、事務局案の方でいってもいいかなと思います。

ただ、満田委員の特に「基本的な考え方」の4つの視点が、事務局案ではそれぞれの場所にあると思うのですが、部分的には、「解説」という箇所に入っているものもあるように思います。今のところ「解説」は別紙という形で、ガイドライン本体にはないような位置づけになっているのですが、この位置づけを少し変えて、ガイドラインそのものの中に入っているというような形にした方が、これまでの議論がもう少し生きるのではないかという気がします。それが1つです。

あと、より職員の方にわかりやすいようにということで、ジェットロ自体と企業への支援を分けるというのは、いい方向だと思うのですが、その支援の中で、事例1、2、3という形でお書きになっている。これは非常に具体的でわかりやすいのですけれども、ガイドラインに事例を挙げるのがいいのかどうかというのが、ちょっと気になりました。これは表現上の問題かもしれないけれども、例えば事例1については、貿易・投資にかかわる相談事業と、先ほど総務部長がおっしゃったような言い方をした方がいいような気がします。多分、これ以外にもあるという意味で事例を3つ挙げられたと思いますが、ガイドラインそのものに事例があっているのかと、そこが気になりました。

以上です。

原科委員長 神崎委員、どうぞ。

神崎委員 1つ確認ですけれども、今日いただきました比較表の中に、満田委員の一部分をここに移動しましたということで吹き出しがあるんですが、その中には「5ページ」とか「6ページ」とかあるんですけれども、こちらのガイドライン事務局案の方は3ページまでなんです。これで全部で私のが抜けている……

原科委員長 この資料です。

事務局（植田） すみません、わかりづらくて。

神崎委員 わかりました。すみません、ありがとうございます。

それと、全体的な構成をわかりやすくということであれば、私も、その方がいいというご意見が多いのであれば、それでいいかと思うんですけれども、ただ、一つ一つの項目について細かく議論を初めの方からしていく必要があるかなと。先ほど村山委員がおっしゃったような強弱に関しても、していく必要があるかなというふうに思っております。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 事務局案ということで大分整理されてきたんじゃないかと思うんですが、これであれば一つの方向だろうと思います。

ただ、構成的なことで私もちょっと質問をしたいんですけれども、それぞれのサブタイトルで、またその後にサブタイトルがついている。例えば、1の「（2）ジェットロ業務の環境社会配慮と国際貢献」、その後にも「持続可能な社会の実現に向けて」と、あるいは2.のところでも同じようなことがあるんですけれども、これは冗漫にならないかなというのと、サブタイトルとしてここまで書く必要があるのかということ、ちょっとそこは疑問に思います。

それから、3の「（1）企業活動に係る3つの側面と企業価値の向上」、内容的にはCSRの別の観点からの説明ということで、特にトリプルボトムラインの話だと思うんですけれども、ここにまたこれを持ってくるというのが必要なのかというのをちょっと解説していただければと思います。

それから、私も（2）の事例1、2、3と挙げるのを、ガイドラインのここに載せるのがいいのかなと。先ほどのように、もし「解説」とか「別表」というようなことがあるなら、そういう注書きの方にまとめてもいいんじゃないかと思います。

この「解説」自体の別紙についても、若干本文と重複するような内容なので、特に1の方です、果たしてこれが必要なのかどうかということをご説明いただきたい。

2の方は、若干、経産省の報告書の引用ですから、これは一つの注だろうと思っています。

最後に、私、個人的には、1の（3）の「情報公開とステークホルダーとの対話」ということで、たしかもととも満田委員のあれでは「コミュニケーション」ということになっていたと思うんです。本文の中にステークホルダーとの対話ということが書いてあるんだろうと思うんですけれども、これはもとのタイトルでも私はいいのではないかなというような気がしております。そんなことをこれを読んで感じました。

原科委員長 ほかにございますでしょうか。

岡崎委員は特にございませんか。よろしいですか。

岡崎委員 はい。

原科委員長 では、一通りご意見を伺いましたので、今のご意見に対して藤崎主査、何かございますか。

事務局（藤崎） 高梨委員から質問を受けましたので、特に重複があるんじゃないかというところで、確におっしゃるとおりなんですけれども、基本的に構造自体としましては、要するに2番のところで、ジェットロ事業を実施した場合の問題にどう対処するかと。それで3番目のところにつきましては、これは広く企業の方たちがおやりになっているCSR活動にジェットロがどうかかわっていくのかといったところで、以前は、ここでCSRにつきまして議論をさせていただいて、その解説版が別紙についているという形だったんですけれども、やはり皆さんから、CSR的な考え方で貿易・投資促進業務についてはやったらいいのではないですかということがあって、かつ、その「CSR」という言葉につきまして、基本的な考え方では全然述べていないというのが、これまで私どもがつくっておりましたものの構成でした。

そこで、トップの1の(1)のところで環境社会配慮とCSRの関係について議論させていただいて、3.のところでは、それを具体的に論じさせていただくという区分けになっております。ちょっと重複があるかと思うんですけれども、やはり「CSR」という言葉自体を、職員向けにもちゃんとわかってもらうということがありまして、重複があるということは承知で議論をさせていただきました。工夫してそういった重複感を避けることができるか、今後検討してみたいと思います。

事例につきましては、皆様のご指摘で、どういうふうにしたらいいのか、これもちょっと考えさせていただきたいと思います。

原科委員長 岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 恐らくこういったものをつくりますと、普通は、民間金融機関あるいは一般企業でもそうなんですけれども、自分たちのCSRについてのレポートを毎年発行していくようなことになると思うんですね。ですから、今ジェットロはCSRレポートみたいなものは作成していないと理解していますが、ガイドラインをつくりますと、それならば具体的に、そのCSR活動は相談企業に対してどういうことをやっているのか、あるいはジェットロ自身はどういうCSR活動をしているのかということを経年毎年報告していくことになるんだろうと思うんです。

先ほど村山先生からもご指摘がありましたけれども、事例としてこういうものがあっても、

これはイメージでしかないわけで、私も、やはりガイドラインにこういったものを掲げるよりは、今後ガイドラインが最終的に制定された後、ジェトロがCSRレポートを発行していくことで具体的な活動の内容を世の中に説明をしていけば、それが自らの存在を示していくことになるのではないかという気がいたします。

原科委員長 どうも事例をここに入れるのは、ちょっとぐあい悪いという意見が多いようですね。これは整理していただいた方がいいように思います。

どうぞ、村山委員。

村山委員 私の意見は、「事例」という表現が余りしっくりこない。ただ、内容的にはこういうものはあっていいと思っています。

ですから、「例えば」という表現がいいかどうかちょっとわかりませんが、事例だからほかのところに移すというよりは、表現を変えてここに入れておいた方がいいという意見です。

原科委員長 「事例」という表現が適切ではないということですか。

村山委員 はい。

原科委員長 宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 私も、今の村山委員のご意見と内容的には同じでございます。これは、例といえは例なんですけれども、やはり具体的なところをある程度、もちろんガイドラインですから余り細かいことは別にしても、こういうところが入っていた方がわかりやすい面もあるというふうに思いますので、その文言は検討していただきたいんですけれども、こういう内容としては入れてもいいのではないかというふうに思います。

原科委員長 「事例1」「事例2」「事例3」と書いちゃうと、それに引っ張られ過ぎちゃう感じですね。

宮崎委員 確かに、そういう意見はあるかもしれないです。

原科委員長 それで、「例えば」という表現なら少し変わってくるかなということだと思います。

それから、「解説」の1番と2番がございまして、2番はこういう内容なので、引用ということで余りないだろうと。1番に関しては、むしろ本文中に少し盛り込んでもいいのではないかというご意見もあったと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。「基本的な考え方」の(1)のところにもう少し書き込んでもいいかもしれないですね。いかがでしょうか。例えば企業価値の向上につなげるという立場から、企業戦略でもあるというようなことは、最初に入れてもいいかもしれないと思いましたけれども、いかがでしょうか。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 今の原科先生のおっしゃったポイントではないんですが、全体的な構成について、もう1つ意見なんですけれども、今、見比べてみて、満田委員の方がわかりやすいと実は思う点もありまして、それは項目立てて、その項目で何が重要かというのがわかるという点なんです。ジェトロの全体的な1、2、3という構成自体はわかりやすいんですけども、(1)、(2)、(3)の中で、特に「情報公開とステークホルダーとの対話」という点、これは非常にぱっと見てわかりやすいんですが、中にたくさん重要な点が盛り込まれておりまして、ぱっと見としては、ちょっとわかりづらい点もあるかなというふうに思ったので、そこは工夫したらどうかと思いました。

あと、前回の議論の中で、グッドプラクティスの推進について、1つ別の項目をつくるかどうかというような点が議論になったと思うんですね。やはり前のいろいろな委員の意見なども踏まえて、このあたり、新しいガイドライン事務局案の中に盛り込まれてしまっておりますけれども、そのあたりもペンディングというか、どこかに置いておいて、もう一度議論をする必要があるかなと。本当にこの中に盛り込んでしまっているのか。やはり前回の議論の中で、グッドプラクティスについては別項目にしようという意見が完全には消えていなかったと思いますので、議論をした方がいいかなというふうにも思いました。

原科委員長 何か私、これを見ていると、事務局案がわかりやすいのかどうか、ちょっとわからないんですね。満田さんの案だと、「基本的な考え方」で、2番、3番はかなり具体的で、やるべきことの目標がはっきりわかるんです。2番目は「環境社会的リスク回避」とはっきり書いています。3番目は「グッドプラクティスの推進」、その方がわかりやすいような感じがするんです。

今、事務局でお示しいただいたのは、むしろぼやけちゃうような感じがします。「貿易・投資促進業務と環境社会配慮」、では何をするのか、「前提としての法令遵守」というサブタイトルが入ったら、何か余り前向きな印象がないんですね、守るだけみたいで。そうすると、そのための「環境社会的リスク回避」、これは具体的目標行動がはっきりしますよね。

それから、事務局案3番、これも「企業の社会的責任(CSR)とジェトロの取り組み」というAとBという表現なので、ちょっとぼやける感じがあるんですね、私には。「グッドプラクティスの推進」、これははっきりしますね、アクションが。

だから、これはどうなのかな。統合案の方に沿っていった方がいいような感じもいたします。いかがでしょう。

事務局（藤崎） 議論が、例えばリスク回避に関しましては、私どもの方がむしろ「リスク回避」という表現をこれまで使ってきたんです。ところが、その「リスク回避」という言葉を使うと、逆に、リスク回避だけなんですかという委員会でのご質問になってしまうんですね。そういったこともありまして、今回のものは「リスク」という言葉は余り使わずに、私どもの業務は環境に影響を与える可能性はあるんだから、それに対して気をつけていくんだという形の書きぶりになっておるようなことでございます。

それと、グッドプラクティスに関しましてですけれども、確かに、満田委員がさまざまグッドプラクティスとして挙げられるものそれ自体は、私は考え方としてはわかるんですけれども、実は私どもの業務の中でどういったことができるのかというのは、なかなかはっきりはしない。例えば日常的に業務を現場レベルでやっていって、その中で恐らく、こういうことについてはこういうことができるんじゃないかということが浮かび上がってくるのであって、必ずしも初めからこれがやれるということは、なかなか書きあらわせないのではないかと私なんかは考えるんですね。

原科委員長 今の点、いかがでしょうか。

はい。

山田総務部長 今いただいたご意見で、事務局案ですけれども、「基本的な考え方」のところに、別紙「解説」の1.のところのものを、さっき先生がおっしゃったようにして、ここでCSRというものをよりわかりやすく書いて、資料自体は経済産業省の資料をアタッチするという形にする、これはあり得るのではないかと私は思います。

それから、(2)の「ジェットロ業務の環境社会配慮と国際貢献」のところは、確かにたくさん入って、わかりにくさがあるかと思しますので、ここの整理というのはあり得るんだろうと思います。特に、国際貢献と分けるというのはあるんだろうと思います。

サブタイトルのサブタイトルのようなもの、これはやはり削除して整理するという方向でやっていきたいというふうに思います。

それから、(3)の「ステークホルダーとの対話」、「対話」は「コミュニケーション」の方がいいのではないかというご意見がありましたので、ここはそれでもよろしいのではないかというふうに思います。

事例のところは、確かに我々もやっておりまして、こういう書き方は、バランス上いかがなものかというような戸惑いもありましたので、今、何人かの委員の方からご意見ありましたように、文章に例示的に書いていくという整理、これもやれるというふうに思っております。

あとは強調の仕方、例えばグッドプラクティス、今おっしゃったようなところはどうかというところに多分議論が集約されるんだらうと思います。確かにグッドプラクティスというのは、この世界では一つの体系的なものだというふうに思うんですけども、ジェット口の職員が具体的なイメージをどうつかんでいくんだらうかと。つまりそういった先行事例、いい事例というものを理解して、それを我々が企業の方と接するときに、こういうことがあるんですよということを伝えて助言していくというのが、我々として考えられる範囲であり、多分できることだと思います。そこをこのガイドラインを読んで我々の職員が理解してやってくれば、ジェット口としての社会的な役割は果たせるのかなというふうに思っておりますが……。

ですから、今いただいた意見をもう一回整理して、わかりやすさを見ていただければというふうに思うのであります。

原科委員長 そうしますと、今おっしゃったポイントに関して手を加え、まず「基本的な考え方」で(1)は「環境社会配慮とCSR」ですが、ここは若干書き加えると。

山田総務部長 この最後の……。

原科委員長 「解説」の1番の方から。

(2)は、国際貢献部分と分けて記述してみる。

山田総務部長 はい、整理してみると。

原科委員長 (3)は「情報公開とコミュニケーション」という表現に、もとに戻すと、そのようなこと。

それから、2番目の「貿易・投資促進業務と環境社会配慮 前提としての法令遵守」とありますが、これも今のご説明に沿ってというかその考え方でいくと、2つパラグラフがありますが、前半が環境社会面でのリスク回避で、後半が前提としての法令遵守だと思いますから、そういうサブタイトルとするのではなくて、項目自体を分けてもいいかもしれないですね、1の「基本的な考え方」のように。サブタイトルをやめてしまうなら。

事務局(藤崎) 結局、ここはどちらも法令遵守に絡むんですけども、1つ目のパラグラフで抽象的に言ったことを、具体的にどうするんだということを示してあるわけです。

原科委員長 それは具体的ということですか。私は、サブタイトルに「前提としての法令遵守」とあるので、それでは少し消極的な感じがするんですよね。ちょっとそれが……

事務局(藤崎) 消極的というよりも、何というんでしょうか、法令遵守は当たり前のことであるというイメージですけども、もし消極的と受け取れるんでしたら削除いたします。

原科委員長 サブタイトルはね。

はい。

岡崎委員 今、もう一度読み直してみても、満田委員の案の方がすんなり読めるんですね。これはどうしてそうかなと思うと、満田さんの案は、貿易・投資促進事業ということを前提にして、その枠の中で書いているからだと思うんです。ガイドライン事務局案を読むと、例えば1の(2)の文章をそのまま読んでみますと、ここに書かれていることは、貿易・投資促進事業以外のこととか、要するにジェットロの業務は多岐にわたっているんだということを書いているんですね。

ここでは、あくまでも第 部の貿易・投資促進事業について限定した書き方にすべきなので、そういう発想で書き直さないと、これは今、我々は第 部だけを見ているからこういうふうと思うんですけれども、これが第 部、第 部、第 部、全体で見ると本当にバランスのとれた書き方になっているかどうかということがわからないわけですよ。今、それはわからないので、しょうがないんですけれども、例えば本当に個別の業務にこだわらず、ジェットロの業務全体を通して守らなければいけないような原則というのは、恐らく第 部に書かれてくるんだろうと思うんです。それがまた各部、各部に繰り返されて書かれると、全体を見たときに非常にリダンダントといえますか、ガイドラインとしてすっきり読めないようなものになりかねないと思うんですね。満田さんの案がそういう観点から素直に読めるのは、私は、やはり貿易・投資促進事業という枠の中で書かれているからなのではないかと思います。

事務局(藤崎) すみません。ここではいろいろなことが書かれていますけれども、これは貿易・投資促進事業だけです。

岡崎委員 ですけれども、例えば環境社会配慮とCSRは、貿易・投資促進業務についてだけ限定されることではないですよ。

事務局(藤崎) それはもちろんですけれども、一方で、CSR的な議論をとということで、しかし前半には全く出てこないじゃないかというご指摘もあって、環境社会配慮とCSRに関して、ここはまず説明させていただいたということでごさいます、それを今度は、基本的にはジェットロ業務に関して環境社会配慮をするということですので、そこでとりわけ貿易・投資促進事業というものはこういうものがあって、それについてどうするんだということ。

岡崎委員 そうすると外部から見ると、ジェットロ業務というのは貿易・投資促進業務だけに限定したような書き方にしておかないと、今のご説明ですと、対日投資の促進から、ずっと流れてきて日々の貿易投資相談、すべてそれらが貿易・投資促進業務ということになるわけです。そうすると、それ以外のジェットロの業務は何かということになりますよね、今度は。

事務局（藤崎） 皆様のご議論で、私どもの業務の説明をさせていただきましたときに、案件形成調査とは別に、基本的にジェトロ業務というのは貿易・投資促進業務なんですよという整理だったんです。その中に含まれるのは、ここに具体的に述べられている業務なわけです。ほぼこれで、本体業務につきましては網羅されていると考えてよろしいかと思いますが。

原科委員長 ただ、ここの（２）の小見出しのつけ方とか、そういうのが一般的な表現になっていて、「ジェトロ業務の環境社会配慮と国際貢献」という見出しなので、そうすると……

事務局（藤崎） 貿易・投資促進業務と。

原科委員長 絞ったというイメージがここで出てこないですね。何か、もとのそんなに悪くないような気がするんですよ、そんなに変えなくても。どうですか、これは。

事務局（藤崎） わかりました。そうしましたら、そのところはちょっと……

原科委員長 もう少し考えた方がいいですね。

事務局（藤崎） 考えます。

原科委員長 はい、どうぞ。

宮崎委員 細かい点かもしれないですけども、満田委員の書かれた１の「基本的な考え方」の１）の「CSRの促進を通じた長期的な競争力の確保」というところなんですけれども、事務局案では、こちらの別添の対比表の２ページの下の方を見ていただきますと、左に満田委員の書かれた案があって、右に「本資料１ページ」というのは、この別添の資料１ページ以下でこのように書いていると、それから５ページ以下でもこう書いているということがあるんですけれども、確かに内容的には書かれているんですけども、事務局案の方は、CSRは各企業さんもやっているんだと、かなり社会的な要請もあってやっているんだというふうな趣旨で書かれていると思うんですね。

満田委員の書かれた中には、もう一つ、１）の４行目ぐらいですか、CSRを推進するというのは、企業自身にとっても、リスク回避もそうだし競争力と市場地位の向上だとか、あるいは従業員の意欲向上など、そういうさまざまなメリットがあるということが書かれているんです。そのことは余りガイドライン事務局の方には、解説的になるためかもしれないんですけども、書かれていないのですが、私はそのところは非常に重要なところだと思うんです。何でCSRをやるんだと。周りがやっているからやるんじゃないで、そのことによって、ジェトロさんもそうだし、ジェトロさんが対象とされている企業さんのメリットにもなるんだというところは、やはり重要な点だと思うんです。

ガイドラインの中にそういうことは余り書くべきではないという考え方もあるかもしれませ

んけれども、なぜCSRをやるんだというところは、やはりきちっと書いた方がいいかなと思います。

原科委員長 「基本的な考え方」ですからね。

宮崎委員 そうですね。そこへ入れていただいた方がいいかなと。満田委員の書かれたところの考え方を、「基本的な考え方」の中で結構だと思えますけれども、入れていただければいいかなと思います。

山田総務部長 そこは、そういう整理はできると思います。

事務局（藤崎） 宮崎委員のご指摘については、確かにそのとおりでございます。私どもとしては、企業はなぜ取り組んでいるかというところに、それはあらわれているというのが趣旨でございますけれども、もう少し明示的にわかるように書きます。

宮崎委員 そうですね。よろしくをお願いします。

原科委員長 満田委員、どうぞ。

満田委員 比較表の5ページなのですが、事務局案の「企業の社会的責任（CSR）とジェト口の取り組み」の（2）の「企業のCSR活動へのジェト口の支援」というところです。この中に、「グッドプラクティスの普及・推進」ということでグッドプラクティスについて書かれているんですが、その前にCSRの活動が書いてありまして、その後で「ジェト口は、とりわけ途上国におけるグッドプラクティスの普及・推進に、協力し、支援していく。」という文言になっているんですが、私の案では、CSRを実現するためにこうこう、こういうグッドプラクティスが実践されてきているという例示を出しているんです。

わかりやすさからいっても、グッドプラクティスはこれだけではないよというような反応もあり得ると思うんですが、ここの部分では、いわゆる一般論といえますが、あり得るグッドプラクティスを幾つか羅列しているというところなので、ぜひここは事務局案にも取り込んでいただけないかなと思っています。とりわけ、自然資源の持続可能な利用のあり方というのは、今地球上で問題になりがちなところがございますので、そういう文言を使っただけだと思います。

原科委員長 どうしますか。構成を事務局案の提案に変えるか、もとの案のままでいくか、じっくり考えた方がいいような感じがしますので、ちょっと早目にブレイクをとって考えていただけますか。

今20分ですので、ちょっと長目にブレイクとります。慎重に考えましょう。水を入れます。

午後3時20分休憩

原科委員長 再開いたします。

それでは、基本的な構成のことですが、いかがでしょうか。今2つ並んでおりますが。

はい。

山田総務部長 最後に満田委員の方からご指摘ありましたところでありますけれども、これは何らかの形で、こういうものだという内容がわかるような形でアタッチするなり、本文の例示なりを書いて、使う人がより理解できるようにしたいと、ここはそういうふうにさせていただきたいというふうに思います。

原科委員長 構成はどうしましょうか。事務局案でいきますか。事務局案でやるか、もとのままとするか、迷うところです。

山田総務部長 今申し上げたようなところで事務局が再整理をさせていただいて、そこで見ていただいて、最後はどっちかに決めていただいて従うと。

原科委員長 今のご提案でよろしいですか。

神崎委員 持ち越しということですか。

原科委員長 だから、手直しの作業をやっていただいて、その上でもう一回ごらんいただく。

はい、どうぞ。

満田委員 ガイドライン事務局案の方の構成についてなんですが、ワーキンググループのご説明での私の理解を申し上げますと、要は、「基本的な考え方」以降については、まずはジェットロがやるべきこと、そして企業への支援を通じて実現していくことを分けたいというふうに理解したんですが、そういう理解でよろしいですか。

もしその3ステップといいますか、基本的考え方とジェットロのやるべきことと企業支援を通じて実現させていきたいことを構成的に書き分けたいということであって、それがきょうの案であるとすれば、2の部分なんですが、「貿易・投資促進業務と環境社会配慮 前提としての法令遵守」ということになっているんですが、ここがジェットロみずからがやるべきことと、そういう考え方なんでしょうか。

事務局（藤崎） 満田さんのリスク回避と同じです、ここは。そこに限定した話です。

満田委員 そこに限定した話。

2つ意見がありまして、「前提としての法令遵守」というのは、先ほど委員長からもコメントがありましたように、ここではとった方がいいと私は思っております。

それから後段、「具体的には別表のとおり」と始まる文章なのですが、最後の方に「関連する各国の法令や国際規範に則り、業務に取り組んでいることを確認する」となっているのですが、これはジェットロが確認するという意味にとれます。でも、業務に取り組んでいるのはジェットロなわけですので、これは「確認する」ではなくて、「業務に取り組んでいく」で終わった方がよろしいかと思いました。ちょっと細かい点で、構成とは余り関係ないんですが、そう感じました。

3番目が、いわゆる企業支援を通じて実現していくことであるとすれば、3番目のタイトルをそのように変えたらいかがでしょうか。企業支援を通じた何かとか、ちょっとうまい言葉が思いつきませんが、「CSRとジェットロの取り組み」というタイトルは、2つのことを並べているだけなので、やはり企業支援を通じて何かを実現していくというようなことがわかるようなタイトルにされたら、よりわかりやすいのではなかろうかと思いました。

以上です。

事務局（藤崎） 3のタイトルについては、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

それから、確かに2.のところで、「確認する」よりも「業務に取り組んでいく」で、こちらの意図はそういうことですので、そのようにしたいと思います。

それから、繰り返しますけれども、「前提としての法令遵守」としましたのは、法令遵守はそもそも当たり前だということで表現させていただきましたものですから、そこはご理解いただきたいと思いますが、基本的にここは削除いたします。

山田総務部長 今、満田委員のご指摘にあったところですが、そういったようなところはほかにもあるかもしれませんので、文章のワーディング等も見てみたいと思います。

原科委員長 はい。

宮崎委員 ジェットロさんの方から、もう一度修正すべきところは修正して、またということで、先ほど岡崎委員からお話がありまして、これは第 部の話で、全体のガイドラインから見ると、第 部の方もあるわけですね。そうすると、第 部のワーキンググループの結果は、私はよくわかりませんが、全体を通じてばらばらというのも、形としておかしいと思うんです。そういう意味でいうと、もうかなり煮詰まってきた段階ですから、最終的にこの第 部でどちらのスタイルをとるかということは、ある意味では全体を考えないといけないかもしれないですね。

ですから、ちょっと進め方は難しいかもしれないですが、第 部がこういう方がいいというふうになれば、それに一定程度合わせるということも必要かなと。必ずしも合わせなく

てもいいのかもしれないですけども、全体として整合性をとった方がいいかと思います。ですから、ジェットロさんの方で修正案をつくっていただいて、それはいいと思うんですけども、何かの機会にまた委員会で全体を討議するというふうな形にさせていただいたらどうかと思うんです。

原科委員長 考え方は、全体としてこの委員会で方向はそろってきたと思いますけれども、情報の整理、まとめ方の問題があります。今おっしゃったように、部、部、部で一貫したものになりますから、きょうは部を中心にやっておりますけれども、そろそろ部のこともあわせてやった方がいいかなという感じを持ちます。

それで、この先の進め方でございますが、9月にあと2回日程をいただいております。できたら9月中に一区切りをつけられればありがたいと思います。

ということで、次回、第部もあわせて、部と部の修正案をくっつけてみて、全体を通して見てみるというようなことをしてはいかがでしょうか。あと、第部がありますね。ただ、日程の都合で、部は次回ではなくその次ということでございますので、次回は部と部をあわせて見ると。ですから、今おっしゃったように部は直していただいて、それで部とそろえて全体のトーンを見てみると。

できたら時間の節約ということで、きょうもこれを見ながら大分迷いましたので、あらかじめ資料をいただいて、一応目を通しておいていただいて議論した方がいいと思いますので、次回は、第部、第部の資料を用意していただいて、それを早目に我々の方に送っていただいて、それを見ておいた上で議論する、そんなふうにいたしましょうか。どうでしょうか。

そうすると、事務局としては、今ある形でもう少しきょうの議論を踏まえて直したものにしたいということで、この統合案にだんだんすり寄ってくるような格好になるかと思いたすけれども、そんな方向で作業をしていただくということでよろしいでしょうか。いいですか、皆さん。

それでは、そんなふうに進めたいと思います。

では、いろいろ注文をつけるというか、どう直してもらいたいと、大体そういうようなことでいきます。基本的には事務局案の形の方向でいきたいと思いたすけれども、一部、統合案の方で出てきた点も、なるべく事務局案で反映できるようにしていただきたいということで、ご意見をいただければと思います。

藤崎主査、どうぞ。

事務局（藤崎） この委員会を始めて1年近くたっているものですから、最初のころどんな

議論をしていたかというもおぼろげになってしまっているかもしれませんが、ちょっと繰り返させていただきますと、実はこのガイドライン策定の作業というのは、そもそもは案件形成調査事業にかかわりまして、そういう世の中のご要望もありまして始めたんですね。それで、最初のころにジェットロ業務全体についてお話をしましたところ、今回ご議論していただいております貿易・投資促進業務、ここについてもやはりやった方がいいんじゃないかということで、それですと議論させていただいているわけですが、そこで皆さんおっしゃられたのは、いわゆる案件形成に関するガイドラインのようなものよりも、CSR的な発想で考えられたらどうかということだったと思うんです。そういったことで、一応案件形成調査等含めまして、あわせて全体のジェットロのガイドラインになるであろうということだったと思います。そういう整理をもう一回確認したいと思います。

それで、第 部に関しましては、私の方で基本的につくっております、それに原科先生に手を入れていただいたものを、一応修正版としてはつくっておりますので、早い段階でお送りして、皆さんにご吟味いただきたいと思いますが、これも繰り返しますけれども、もう既に1度議論をして、原科先生からも意見をいただいて、それでここはこう直すということにつきましては、かなり前進をしているものだということをご了解をいただきたいと思います。

以上です。

原科委員長 部、部そろえて出して、見てみましょう。

そうすると、きょうのところはそういうようなところでよろしいですか。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 またこれも書き直されたものを拝見したいと思いますけれども、先ほど事務局案の2.のところについて満田委員が発言された際に、これは満田さんのリスク回避と同じ趣旨だというようなことをおっしゃいましたけれども、これを私がよくよく見ると、この2つの段落は、ともに法令の遵守ということをやっていると思っております、リスク回避というよりもっと幅広いような気もしているんですね。これは、あえて「リスク回避」という言葉を使われなかったのかもしれないですが、原科先生もおっしゃったように、「リスク回避」という言葉が入ることによって非常にわかりやすくなりますし、明確になるという気もして、こういうことも含めて再度ご検討いただいた方がいいかなというように思いました。

原科委員長 私も同じように感じました。

事務局（藤崎） 繰り返しになって恐縮ですが、前回は、実は「リスク」という言葉を私どもの方で使いまして、それに対してコメントが、リスク回避だけなんですかということ

を言われてしまったものですから、それで表現ぶりを変えたということです。

原科委員長 だから、リスク回避を含んでプラスアルファと、「リスク回避」は残しておいで膨らませていただきたいという趣旨だったと思いますから、その言葉が消えちゃったので、逆にそこが弱くなったという感じだと思います。趣旨としては、それにプラスアルファという意味だったと思います。

そういうようなことでございますので、文言を直したものを、早い方がいいので、1週間ぐらい先に出していただいて、それをお手元で皆さんに見ていただいて、その間にメールでやりとりしながらなるべく詰めておいて、効率的に進めましょう。

ですから、次回は 部、 部ができ上がると。その次、9月の末には 部ということで、9月いっぱいには大体ガイドラインができて、10月にはパブリックコメントにいきたいと思っておりますけれども、そんな気持ちでやらせていただきたいということで、そろそろよろしいでしょうか。

では、そんなことで来週直したものを送っていただいて、それぞれご意見をいただいた上で会合を持つことといたします。

きょうはこの辺でよろしいですか。大体、意見は出尽くしたように思いますので。いつも3時間かかっておりますが、きょうはちょっと早目になりますが、たまには1時間ぐらい早く切り上げるのもよろしいかと思えます。

では、きょうはここまでいたします。どうもありがとうございました。

午後3時55分閉会